

令和4年7月 河北町農業委員会総会（第7回）

令和4年7月25日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番	高橋 清	委員	2 番	逸見 三和子	委員	3 番	今田 好行	委員
4 番	奥山 ちか子	委員	5 番	岡崎 学	委員	6 番	関 紀子	委員
7 番	堀 和彦	委員	8 番	原田 康雄	委員	9 番	奥山 喜幸	委員
10 番	後藤 慶治	委員	11 番	齋藤 仁	委員	12 番	堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

宇野 勝 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

中野 薫 農林振興課課長補佐兼農業振興係長

◎ 議事日程

令和4年7月25日（月曜日）午後1時54分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議第21号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議第22号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定
について

以上の議案を一括上程、开会、開議

○ 宇野事務局長

只今から令和4年7月の河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに会長あいさつということで、堀米会長よりしくお願いします。

○ 堀米会長

皆さんご苦労様です。先週は視察研修ということで、上山市のワイナリー、宮城県川崎町の鳥獣処理施設、石巻市の農業法人と農業委員会との情報交換会と1泊2日で4箇所回ってきました。これだけのボリュームだと、2泊3日くらいでもよかったような気がします、大変勉強になったことと思います。まず、皆さん忙しい中ご苦労様でした。本日もスムーズな進行になるようよろしくお願いします。

○ 宇野事務局長

それでは日程に従いまして会長より進行の方をお願いしたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名です。8番 原田委員、9番 奥山（喜）委員、2名の方、よろしくお願いします。

それでは日程第2議案の審議になります。報第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局からお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきますが、座って失礼させていただきます。

皆さんのお手元の資料の1ページをご覧ください。報第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、です。

はじめに、申請番号27番 所在地 大字吉田字花ノ木（ハナノキ）●●●●、畑、ほか4筆で計2, 219㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●●●さんに相続したものです。取得後も自作するほか、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号28番 所在地 大字田井字上田畑（ウエタバタ●●●●、畑、ほか2筆で計5, 104㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後は、●●●●については売買予定。他についてもあつせん希望とのことです。

続きまして、申請番号29番です。所在地 谷地字下野（シタノ）●●●●、畑、ほか1筆で計266㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も自作するとのことです。

続きまして、資料2ページ、申請番号30番です。所在地 谷地字槇川向（マキカワムカイ）●●●●、畑、ほか1筆で計829㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●

年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後については、届出が郵送によるものでしたので、問い合わせ中ですが、今日まで確認が取れておりません。

以上4件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今、報第13号の件について事務局から説明がありました。相続によるものであります。これについて皆さんから何か質問等ありますか。

○ 後藤委員

30番の持分2分の1というのは、どういう意味か。

○ 事務局（奥山）

谷地字楨川向（マキカワムカイ）●●●●が、●●●●さんと妻の所有になっていて、今回は●●●●さん分2分の1の相続という意味です。

○ 後藤委員

わかりました。

○ 今田委員

28番について、ここずっと耕作放棄地で、事務局より頑張っていて相続してもらえたのでありがとうございました。あとは、売買も出来るということですよね。

○ 事務局（奥山）

そうですね。こちらは子どもさん方が皆さん存命で協力してくださったので、相続登記できたものです。●●●●さん名義になったので、売買可能です。

○ 今田委員

はい、わかりました。

○ 議長（会長）

その他質問ありませんか。何もないようです。ではこのまま取り進めてくださるようお願いします。

続きまして、議第21号 農地法第5条の規定による許可申請書について、及び関連がありますので議第22号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定について事務局より、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは、資料の3ページをご覧いただきたいと思います。議第21号 農地法第5条の規定による許可申請書について、ご説明いたします。なお、関連がありますので、次の議案の議第22号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定についても併せて説明させていただきたいと思います。

まず資料4ページの議第22号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定についてをご覧ください。

すみませんが、ここで資料の訂正をお願いします。現況地目が雑種地となっていますが、畑に訂正をお願いします。

申請番号1番、所在地 谷地中央（チュウオウ）四丁目●●●●、公募が田、410㎡で、渡し人は、●●●●さん、受け人は、●●●●さんになります。

渡し人の●●●●さんは、●●●●年●●月●●日に農地法第5条第1項による転用許可を受けておりましたが、海外転勤等により、当該地へ住宅建設をすることができないまま現在に至っております。今後もその見込みがないということで、土地の所有権移転を計画したため、事業計画の変更を行う必要があり、受け人の●●●●さんに事業を承継するというものです。

資料3ページに戻っていただきまして、議第21号 農地法第5条の規定による許可申請書についてです。すみません、こちらも現況地目雑種地を畑に訂正をお願いします。

申請番号4番、所有権の移転です。先ほどご説明しました所在地 谷地中央（チュウオウ）四丁目●●●●、田、410㎡について、渡し人が●●●●さん、受け人が、●●●●さんになります。

申請事由につきましては、渡し人より依頼を受けた●●●●さんが、市場調査を行った結果、建売住宅の需要があると判断し、買い受けて住宅の建設を計画するものです。

資料の5ページをご覧いただきたいと思います。こちらが案内図になっております。6ページに字切図がありますが、周辺を宅地に囲まれた所です。7ページが土地利用の計画図になっております。見づらいかもかもしれませんが、宅盤①と②の2棟住宅を建設して分譲する計画です。8ページから11ページが建物計画図になっております。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしております。

以上農地法第5条の規定による許可申請が1件、事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定が1件になります。併せてご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

はい、只今事務局より議第21号、22号合わせた形で説明ありました。現地確認をされている方、報告をお願いします。

○ 原田委員

はい、本日現地確認をしてきました。土盛りはなっているようでしたが、あとは何も行っていないようでした。周りは住宅地で、農地にも隣接していない所でしたので、問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はい、只今委員より現地確認報告がありました。これについて何か質問ありますか。後藤委員。

○ 後藤委員

これ前に転用許可を受けているけども、また申請が必要なんだか。今までそんな案件なかった気がするが。

○ 議長（会長）

いや、去年だかあったな。事務局。

○ 事務局（奥山）

私が事務局に来てからも2件くらいあって、去年もあったと思います。一旦転用許可を受けても、その後工事もなく、耕耘すれば作付け出来るような所の場合、事業を受け継いだ方が、新たな計画で許可を受ける必要があります。

○ 議長（会長）

ということです。他にありますか。ないと認めて採決させていただきます。賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員ですので許可いたします。

はい、以上で総会の日程、議題はこれにて全案件終了いたします。

午後2時20分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年7月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
